

保護者の皆様へ

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法に基づき、お子様が出席停止が必要な疾患に罹患した際は、「登校許可証明書」の提出をお願いしています。右記の証明書に医師の記入を受け、担任までご提出ください。

(疾病名) (期 間)

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹がすべて消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽喉結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	伝染の恐れがなくなるまで
その他	

キ  
リ  
ト  
リ  
線

登校許可証明書

雲雀丘学園中・高等学校  
中・高 年 組

氏 名 \_\_\_\_\_

病 名 \_\_\_\_\_

上記の病症で 平成 年 月 日 から療養中であったが、主要症状が消退し、もはや感染のおそれがないものと認め、平成 年 月 日 から登校を許可する。

\* 学校生活での注意事項

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日